

令和 5 年度

児童虐待防止活動のまとめ



令和 6 年 11 月

佐倉市こども支援部こども家庭課

は じ め に

増加する児童虐待問題を踏まえ、令和6年4月に「改正児童福祉法」が施行され、市町村に、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う

「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行や、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが明文化されるなど、法制度の大きな動きもあり、地域において、様々な問題を抱える家庭等に対し、切れ目なく寄り添った支援を実施していくことが一層求められております。

佐倉市でも、従来の子育て世代包括支援センターの母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点の児童福祉機能を一体化し、こども家庭課内に「佐倉市こども家庭センター」を本年4月1日より設置いたしました。

「こども家庭センター」においては、母子保健、児童福祉の両機能により把握した、支援を必要とする家庭の情報を一元管理し、即時に共有するほか、統括支援員を配置し、両機能の担当者と合同ケース会議を定期的に行い、各家庭やこども本人の意見も取り入れたサポートプランを個別に作成し、様々な関係機関とも相互に連携しながら支援を進め、妊娠届から全ての子どもと家庭や、ヤングケアラーも含めた多様な問題に、これまで以上に、切れ目や漏れのない対応に努めて参ります。

ここに、令和5年度における家庭児童相談や児童虐待防止等の取組状況をまとめました。現状をご理解いただくとともに、業務に関するマニュアル等も添付いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

令和6年11月

こども家庭課

目 次

1. 令和5年度こども支援部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容	1
2. 令和5年度家庭児童相談援助事業の実績	2
（1）年間家庭児童相談援助実績	2
（2）新規家庭児童相談受付状況	3
（3）新規児童虐待相談受付状況	4
（4）佐倉市相談件数年度推移	4
（5）相談の状況	5
3. 児童虐待防止活動	6
（1）児童虐待防止ネットワークによる会議	6
（2）養育支援訪問事業	6
（3）主催研修・講演会	7
（4）啓発活動	8
（5）他機関連携	8
4. 職員研修の状況	10
5. 令和6年度行政施策実施方針	12

資 料

（令和5年度内容を掲載、令和6年度よりは一部改正、変更あり）

○佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱	13
○佐倉市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱	15
○佐倉市養育支援訪問事業実施要綱	16
○佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱	19
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱	22
○佐倉市児童虐待対応フローチャート	26
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク 実務者会議	27
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク（ケース検討会議）進行	31
○ケース検討会議記録用紙	32
○児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について	33
○ケース進捗管理マニュアルについて	39
○児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について	41
○児童記録票	43
○緊急度アセスメントシート	44
○リスクアセスメントシート	45
○家庭児童相談室のごあんない	47
○子ども・子育て世帯の見守りのポイント	48
○法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市該当部分）	49
○法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市以外部分）	51
○学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（抜粋）	53
○民法等の一部を改正する法律の概要	53
○児童虐待防止対策における対応の主な留意点について（抜粋）	54
○佐倉市人口動態	56
○児童虐待にかかる主な関連相談窓口	57

1. 令和5年度こども支援部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容

(1) こども支援部組織概要

こども支援部は、こども政策課、こども保育課、こども家庭課の3課から組織されている。

【佐倉市こども支援部こども家庭課事務分掌抜粋】

- ・児童福祉法に基づく援護措置に関すること
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく援護措置に関すること
- ・児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンスの防止に関すること
- ・家庭児童相談及びその他児童家庭に関すること
- ・児童手当及び児童扶養手当に関すること
- ・ひとり親家庭等医療費の助成、福祉推進に関すること
- ・子ども医療費の給付に関すること

（令和6年3月31日現在）

【相談体制等】

こども家庭課は、こども手当班・家庭児童相談班の2班体制で業務を実施。課の職員は課長・正規職員16名、非常勤職員5名。家庭児童相談援助、虐待対応に関しては、家庭児童相談班が担当している。

○家庭児童相談班：10名

- ・職員：8名 班長（社会福祉士）1名、保健師1名、保育士1名（再任用職員）、事務職5名
- ・家庭児童支援員（会計年度任用職員/週4日勤務1名、週3日勤務1名）：2名

（令和6年3月31日現在）

(2) 相談援助事業の概要

【対象者】 0歳～18歳未満の児童及びその保護者。DV被害者。

【相談援助日】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日・夜間は、児童虐待等の通告のみ市役所で受付。）

【業務内容】

- ・すべての児童が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施する。
- ・児童虐待の未然防止及び通告や相談に応じ、ネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を実施する。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談に応じ、被害者の安全と自立支援を実施する。
- ・家庭を訪問し、相談や助言指導を実施する。
- ・児童虐待防止ネットワークの運営に関すること。
- ・その他家庭児童の福祉に関すること。

2. 令和5年度家庭児童相談援助事業の実績

(統計分類は市町村児童家庭相談援助指針に基づく。端数で合計が100%にならない場合あり)

(1) 年間家庭児童相談援助実績

① 相談全件数(実件数)

表 1

4年度からの継続ケース	443 件	(うち、虐待ケース 269 件 60.7%)
5年度 新規ケース(4~3月)	460 件	(うち、虐待ケース 314 件 68.3%)
計	903 件	(うち、虐待ケース 583 件 64.6%)

② ネットワーク機関との連携ケース数(重複あり)

表 2

	取扱 総件数	児童 相談 所	教育 機関 (*1)	障害児(者) 相談支援事業所	児童 福祉 施設等 (*2)	民生 児童 委員	医療 機関	生活困窮者 支援相 談窓口	警察 少年セ ンター	療育 機関
計	903	470	358	99	91	90	50	41	29	23
割 合		52.0 %	39.6 %	11.0%	10.1%	10.0%	5.5%	4.5%	3.2%	2.5%

	庁内関係課					他市区町村	その他 (*3)
	保健センター (母子保健課)	社会福祉 課	障害福祉 課	指導課 教育センター	その他		
計	329	150	19	17	3	23	74
割 合	36.4%	16.6%	2.1%	1.9%	0.3%	2.5%	8.2%

(*1)教育機関：幼稚園、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(*2)児童福祉施設等：保育園、学童保育所、母子生活支援施設

(*3)その他：NPO・地域ボランティア団体(22 件)、女性サポートセンター(4 件)、いんば中核地域生活支援センター(3 件) など

③ 相談件数におけるひとり親件数・保護者が外国人の件数

表 3

相談件数	ひとり親件数(割合)	保護者が外国人の件数
903 件	311 件 (34.4%)	96 件 (10.6%)

* 保護者が外国人の件数は保護者両方が外国人、片方が外国人の家庭

④ 養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース

表 4

	全相談件数	養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース(割合)
件数	903 件	160 件 (17.7%)

⑤ DV相談受付件数

表 5

新規DV相談件数	131 件
----------	-------

※DV防止法による相談受付件数

⑥ 児童相談所との連携

表 6

送致（市から児童相談所へ移管するケース）	4 件
援助依頼（市が児童相談所に助言を得るケース）	3 件

※世帯数

⑦ 他市区町村との連携

表 7

他市区町村から佐倉市に移管・情報提供したケース	11 件
佐倉市から他市区町村に移管・情報提供したケース	12 件

※世帯数

（２）新規家庭児童相談受付状況

① 月別相談受付件数

表 8

	養護相談		知的障 がい相 談	発達障 がい相 談	ぐ犯 触法 相談	育成相談			その他 の相談	計
	児童 虐待	※ その他				性格 行動	不登校	育児・ しつけ		
4 月	32	10					1	2	4	49
5 月	34	6								40
6 月	16	12		1		2	1		3	35
7 月	35	7	1					2	4	49
8 月	26	2					1		1	30
9 月	34	15								49
10 月	28	12			3		2	2		47
11 月	24	9			1	1	2			37
12 月	24	9							1	34
1 月	22	1			1		1			25
2 月	19	10			1			1	1	32
3 月	20	12	1							33
計	314	105	2	1	6	3	8	7	14	460
割合	68.3%	22.9%	0.4%	0.2%	1.3%	0.7%	1.7%	1.5%	3.0%	100%

※養護相談のその他—父母の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児等環境の問題を有する児童に関する相談

② 年齢別受付件数

表 9

	0～3 歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・その他	計
件数	85	105	178	69	23	460
割合	18.5%	22.8%	38.7%	15.0%	5.0%	100%

③ 相談経路

表 10

	家族 親戚	保健 センタ ー	教委・ 学校 幼稚園	市・県 福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福 祉施設	医療 機関	警察	児童 本人	相談支 援事業 所	計
件 数	80	43	93	61	7	145	11	13	2	4	1	460
割 合	17.4 %	9.4 %	20.2 %	13.3 %	1.5 %	31.5 %	2.4 %	2.8 %	0.4 %	0.9 %	0.2 %	100 %

④ 処理区分

表 11

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所送致	その他	計
件数	26	292	2	1	139	460
割合	5.7%	63.7%	0.4%	0.2%	30.0%	100%

※助言指導は、概ね 2～3 回程度のかかわりで、ケースの支援が終了するもの。

※その他は、児童相談所の委嘱による調査の完了を含む。

(3) 新規児童虐待相談受付状況

① 被虐待者の相談種別

表 12

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト（保護の怠慢・拒否）	計
件数	88	4	173	49	314
割合	28.0%	1.3%	55.1%	15.6%	100%

② 被虐待者の年齢

表 13

	0～3 歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・その他	計
件数	52	80	127	41	14	314
割合	16.6%	25.5%	40.4%	13.0%	4.5%	100%

⑧ 主な虐待者

表 14

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
件数	143	12	135	3	21	314
割合	45.5%	3.8%	43.0%	1.0%	6.7%	100%

⑨ 相談経路

表 15

	家族 親戚	保健 センタ ー	教委 学校 幼稚園	市・県 福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福 祉施設	医療 機関	警察	児童 本人	計
件数	37	24	67	34	6	131	5	6	2	2	314
割合	11.8%	7.6%	21.3%	10.9%	1.9%	41.8%	1.6%	1.9%	0.6%	0.6%	100%

(4) 佐倉市相談件数年度推移(平成 29 年度～令和 5 年度)

表 16

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
年間相談対応件数	718 件	725 件	890 件	761 件	785 件	851 件	903 件
うち虐待件数	382 件	399 件	586 件	534 件	549 件	566 件	583 件
児相への援助依頼・送致件数	11 件	18 件	9 件	5 件	8 件	7 件	7 件
うち送致件数	8 件	9 件	6 件	5 件	6 件	5 件	4 件

【参考】

○国・千葉県児童相談所における虐待相談対応件数の推移(※4年度は速報値)

表 17

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170
千葉県(千葉市を含む)	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870	11,219
千葉県(千葉市を除く)	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593	8,747

○虐待の種類別(対応件数)

表 18

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト(保護の怠慢・拒否)	計
4年度	全国	51,679 (23.6%)	2,451 (1.1%)	129,484 (59.1%)	35,556 (16.2%)	219,170 (100%)
	千葉県 (千葉市は除く)	2,497 (28.5%)	204 (2.3%)	3,977 (45.5%)	2,069 (23.7%)	8,747 (100%)
3年度	全国	49,238 (23.7%)	2,247 (1.1%)	124,722 (60.1%)	31,452 (15.1%)	207,659 (100%)
	千葉県 (千葉市は除く)	2,747 (28.6%)	181 (1.9%)	4,465 (46.5%)	2,200 (22.9%)	9,593 (100%)

(5) 相談の状況

① 家庭児童相談全体の状況について

- ・家庭児童相談数は、前年度から52件増加している。新規ケースについては27件減っており前年度からの継続ケースが443件と6割を占める。
- ・新規ケースのうち、虐待ケースの割合は前年度の7.5%減少している。
- ・相談件数における保護者がひとり親の割合は6.7%増加している。

② 児童虐待新規ケース相談対応状況について

- ・児童虐待の新規受付件数は、314件と前年度より減少している。
- ・被虐待者の相談種別は、身体的虐待が減少しネグレクトが増加している。
- ・相談経路は児童相談所からが131件と最も多いが、前年度に比べ教育関係機関からや市・県福祉関係課からの通告はやや増加している。児童相談所からの通告の割合が最も多い要因としては、DVで児童がいる家庭を警察が把握した場合、心理的虐待として児童相談所への通告が徹底され、児童相談所から市へ住民基本情報等の調査依頼が増加したためと考えられる。

3. 児童虐待防止活動

児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待防止活動を実施している。

(P13～46 要綱、フローチャート、実務者会議実施方針、通告手順、通告書)

(1) 児童虐待防止ネットワークによる会議

①代表者会議

令和 5 年度佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議

日 時：令和 5 年 9 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時

会 場：佐倉市役所社会福祉センター3 階 中会議室

内 容：研修会「DV 防止法の改正と被害者支援について」

講 師：弁護士 高塚 真希 氏

参加者：虐待ネットワーク構成員 34 名

②実務者会議

関係機関の相互の連携を強化し、支援体制の充実を図るため、実務者会議を実施した。実務者会議の開催にあたり、各関係機関の代表者と抽出会議を行い、全ケースの支援経過・方法の確認を行った。

ケース抽出会議	32 回
実務者会議	4 回
合計開催回数	36 回

ケース抽出会議実施機関：主任児童委員、こども保育課、母子保健課、社会福祉課、指導課、社会福祉協議会、佐倉警察署、児童相談所

③ケース検討会議（随時）

要保護児童等の個別ケースに関わる機関及び今後関わる機関が参加し、早期介入、対応、役割分担など支援内容等を協議する。ケース情報の一元化を図るとともに、進捗状況、援助方法の変更、終結等についても協議する。

緊急受理会議	460 回
内部ケース検討会	419 回
個別ケース検討会	35 回
合計開催回数	914 回

(2) 養育支援訪問事業（要綱 P. 16 参照：令和 6 年度より事業内容は変更）

目 的：児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

内 容：①専門的支援：保健師、保育士等による、家庭内の育児に関する相談、指導等及び養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等

②育児支援ヘルパーの派遣：市が委託した家事又は育児に関する事業者に

による家事、育児支援

③養育サポーターの派遣：研修を受けたボランティアによる家庭訪問型子育て支援（子育ての不安及び悩みの傾聴、子育ての協働、情報提供等）

実績：①専門的支援：28世帯 204回
②育児支援ヘルパーの派遣：3世帯 70回
③養育サポーターの派遣：2世帯 16回

（３）主催研修・講演会

合計開催回数	参加者総数
4回	206人

① 事例検討研修会

目的：困難ケースについて具体的な対策の手法等のアドバイスを受けながら、関係機関職員も含め検討する。令和３年度からは、児童虐待防止ネットワークの実務者会議と併せ実施している。

日時：i 令和５年 ８月 17日(木) 午後１時30分から午後３時30分
ii 令和６年 ２月 15日(木) 午後１時30分から午後３時30分

場所：i 社会福祉センター ３階中会議室
ii 社会福祉センター ３階中会議室

講師：水鳥川 洋子 氏

内容：対応が困難なケースに対する、具体的な対応の手法等

参加者：実務者会議出席者 計 81名

②関係者向け相談援助研修

目的：児童虐待防止のための職員の知識や技術の向上、関係機関連携の在り方について学ぶ。

日時：令和５年 ８月 25日（金）午後１時30分から午後４時

会場：佐倉市役所社会福祉センター ３階中会議室

講師：関谷 大輝 氏

内容：敵対しない面接技術・解決志向

参加者：母子保健課、高齢者福祉課、社会福祉課、こども家庭課職員 計 16名

③関係者向け児童虐待防止研修会

「ヤングケアラーとは ～地域が果たせる役割を考える～」

目的：ヤングケアラーへの理解を深めると共に地域でできる支援を学ぶ。

日時：令和６年 1月 30日（火） 午後２時から午後４時

会場：佐倉市中央公民館

講師：NPO法人ダイバーシティ工房 佐藤 佑紀 氏

参加者：民生委員・児童委員、養育支援訪問委託事業者、社会福祉課、地域包括支援センター、こども家庭課職員 計 109名

(4) 啓発活動

①講師派遣

目 的：関係機関が児童虐待の対応について学ぶと共に、市民に対しても児童虐待防止活動について講義を行い、理解促進を図る。

講 師：こども家庭課職員

年月日	内容	対象	参加人数
R5. 4. 21	児童虐待防止について	ファミリーサポートセンター 提供会員	13 名
R5. 10. 13	児童虐待防止について	ファミリーサポートセンター 提供会員	10 名
		計	23 名

②児童虐待防止啓発活動

- ・市の広報紙「こうほう佐倉」及びホームページに児童虐待の通告や相談先を掲載し、虐待の早期発見に努めた。
- ・「児童虐待防止ポスター」や「家庭児童相談のご案内」を作成し、市内の公共施設、学童保育所、医療機関、歯科医療機関、薬局に配布した。
- ・「こども・子育て世帯の見守りのポイント（こどもの異変に気付いたら躊躇なく市町村や児童相談所へ連絡を）」について、市内幼稚園、保育園、学校に配布し、早期発見にむけて協力を依頼した。
- ・児童の見守りが希薄となる夏季休暇期間前に、「たたかれてもいい子どもなんて、いないんだよ」という児童虐待防止啓発案内を市内の小・中学校の全児童生徒に配布した。
- ・11月の虐待防止強化月間には、国から配布されたポスター、リーフレット等を市内の関係機関に配布するとともに、ポスターを市内の自治会に依頼し掲示した。併せて、ヤングケアラーの周知啓発を目的として、こども家庭庁から提供があったヤングケアラーについてのリーフレットを市内の中学校の全家庭に配布した。

(5) 他機関連携

○平成 17 年施行の児童福祉法改正により児童虐待に関する相談・通告の一義的窓口が児童相談所から市町村に移った。平成 19 年 1 月に、従来の「佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱」を改廃し「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」を制定。児童福祉法第 25 条の 2 に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し児童青少年課（令和 3 年度より「こども家庭課」）を調整機関に指定。保健・福祉・教育等の関係機関に対し情報開示を求めると同時に、会議の内容について守秘義務を課しつつ情報交換が可能となった。

○DVを目撃させることは児童にも著しい心理的外傷を与えるため心理的虐待として定義されており、平成 19 年度からDV相談の所管を男女共同参画部門から変更し児童虐待と併せて対応。平成 24 年度に「佐倉市家庭等における暴力対策ネットワーク要綱」を制定した。平成 25 年度に高齢者・障害者虐待と連携して対

応するため「佐倉市家庭等における暴力対策庁内連絡会議」において「家族間等暴力被害者窓口対応マニュアル」を作成し、以来、毎年庁内職員を対象にマニュアル周知研修を行うなど、関係機関と連携しながら被害者支援に取り組んでいる。

○各機関との連携において、オンライン会議システム等の活用が増加している。移動や会議の場所の調整にかかる時間を省けるため、効率的かつ迅速な情報共有・連携に役立っている。状況に応じて適した手段を用いながら各機関との連携の効率化を図った。

○令和6年4月改正児童福祉法の施行にあたり、近隣の先行他自治体へのヒアリングや庁内関係各課と協議を行い、こども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施等に向けて準備を進めた。また、ヤングケアラーへの支援や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行等に向けて、各種研修会を通じて、関係機関の理解と連携強化に努めた。

4. 職員研修の状況

職員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し、知識・技術を深めた。

令和5年度 児童虐待防止にかかる研修会等職員参加状況

	年 月 日	研 修 内 容	会 場
1	R5.4.18	令和5年度 DV・児童虐待相談新任職員研修	ZOOM(オンライン)
2	R5.4.27	令和5年度児童虐待防止対策担当課長会議	ZOOM(オンライン)
3	R5.5.8、5.9	令和5年度 DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅱ部)	ZOOM(オンライン)
4	R5.5.17、5.24、5.31	令和5年度 DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅲ部)	千葉県文書館、 千葉県教育会館
5	R5.5.18	令和5年度市町村 DV 対策担当課長会議	ZOOM(オンライン)
6	R5.5.22	DV 防止法改正に関するオンライン説明会	ZOOM(オンライン)
7	R5.5.25	管内市町児童相談担当課(室)長連絡協議会	千葉県中央児童相談所
8	R5.5.29、6.8	令和5年度社会福祉行政新任者研修	千葉県社会福祉センター
9	R5.6.1	令和5年度 DV 職務担当者自立支援スキルアップ WEB 研修	ZOOM(オンライン)
10	R5.6.8、7.5、7.26	令和5年度 DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅳ部)	千葉県教育会館
11	R5.6.20	管内市町児童相談担当課(室)長連絡協議会	千葉県中央児童相談所
12	R5.6.28、7.3	令和5年度 DV・児童虐待相談新任職員研修(v部)	千葉県文書館、 千葉県教育会館
13	R5.6.30	要保護児童に関する情報共有システム説明会	ZOOM(オンライン)
14	R5.7.22～23	ちはっさく講師養成講座	佐倉市西部保健センター
15	R5.7.31	令和5年度学校職員等に対する DV・児童虐待対応研修	ZOOM(オンライン)
16	R5.8.3	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修(Ⅰ)	千葉県社会福祉センター
17	R5.8.23	令和5年度児童虐待防止対策担当管理職研修	千葉県社会福祉センター
18	R5.9.1	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修(Ⅱ)	千葉県社会福祉センター
19	R5.9.8、9.12	令和5年度 DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅰ部)	ZOOM(オンライン)
20	R5.10.2	令和5年度 DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅱ部)	千葉市社会福祉センター
21	R5.10.3	こども家庭センター設置に関する自治体説明会・相談会	ZOOM(オンライン)
22	R5.10.5	DV 職務担当者被害者支援スキルアップ研修	ZOOM(オンライン)
23	R5.10.13	令和5年度家庭(児童)相談員研修	千葉県社会福祉センター
24	R5.10.25	令和5年度 DV・児童虐待相談担当職員研修(Ⅲ部)	千葉県文化センター
25	R5.10.26	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修(Ⅲ)	千葉県社会福祉センター
26	R5.11.2	虐待を受けた子どものこころの支援	ZOOM(オンライン)
27	R5.11.2	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修(Ⅳ)	千葉県社会福祉センター
28	R5.11.13	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修(v)	千葉県社会福祉センター
29	R5.11.16	令和5年度 DV 被害者支援連絡会議	志津コミュニティセンター
30	R5.11.21	令和5年度児童虐待防止に関する母子保健担当者研修 (Ⅱ部)	千葉県文書館
31	R5.11.30、R6.1.24	令和5年度千葉県中央児童相談所管内市町職員研修	千葉県中央児童相談所

32	R5.12.1	令和5年度要対協調整機関調整担当者研修（VI）	千葉県社会福祉センター
33	R5.12.25	令和5年度ヤングケアラー支援関係職員研修	千葉県教育会館
34	R6.1.11	令和5年度中央児童相談所管内市町児童虐待担当部署 連絡会	富里市役所
35	R6.1.29	第5回 療育支援・教育部会研修	志津コミュニティセンター
36	R6.2.1	令和5年度思春期保健研修会	印旛合同庁舎

研修会等回数 36 回
 延べ参加日数 46 日（職員 43 日・家庭児童支援員 3 日）
 延べ参加人数 58 人（職員 55 人・家庭児童支援員 3 人）

5. 令和6年度行政施策実施方針

児童福祉法等の一部改正に伴い、児童福祉が担っていた「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健が担っていた「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供し、虐待予防の体制強化を図るために令和6年4月1日「こども家庭センター」を設置する。こども家庭センターとして、以下の体制、対応強化を行っていく。

①切れ目のない支援の体制整備

こども家庭課にセンター長と、母子保健、児童福祉の両機能を調整する統括支援員を配置し、一体的支援を目指す。妊娠期、乳幼児期、学齢期（ヤングケアラーを含む）まで切れ目なく支援を行うため、両機能が把握する情報をシステムにて共有するとともに、定期的に合同会議を行い、より強い連携体制をとり対応していく。

②虐待防止ネットワークの機能強化

虐待や養育困難となる要因は様々で、問題が複雑になることも多く、児童虐待またはDVの既存ネットワークの枠内に留まらない例もある。相談・支援を行うにあたり、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」に基づき、児童、高齢者、障害者、DVの各虐待・暴力防止ネットワークを構成する各関係機関と、密に連携を図るよう努める。

③相談支援の充実・ケース管理

こども家庭センター設置に伴い、有資格者を増員し、相談支援体制を充実させるとともに、各種研修への参加、研修・会議の開催を行い、職員の支援技術向上を目指す。各家庭に適切な支援を行い、児童虐待を未然に防止するため、支援の目標や内容、期間を盛り込んだ支援計画を策定、及び保護者やこどもの希望を取り入れたサポートプランの作成を行う。全ケースに漏れなく支援を行うために管理台帳を作成し、関係機関と定期的に協議の場を設け、支援の進捗状況や方針を確認する。

④育児・家事援助等の実施

親の障害や疾病等により養育困難な家庭、こどもが家事や家族の世話などを日常的に行う家庭、妊娠または出産後の育児に不安を抱え孤立する家庭などに対し、改正児童福祉法に基づく家事育児支援ヘルパーの派遣や、養育サポーターの派遣等の支援を行い、養育環境をより適切に調えることで、虐待環境に陥る危険回避を図る。

⑤児童虐待未然防止策への取り組み

令和元年6月の児童福祉法等改正により、体罰が許されないものであることが法定化された(令和2年4月施行)。保護者が「しつけ」と称して虐待を行うことなく、こどもの権利が守られるよう、体罰等によらない子育ての工夫について周知し、啓発に努める。

佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱

(設置)

第1条 家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は、次の業務を行うものとする。

- (1) 家庭における児童の養育についての相談に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 家庭児童の訪問指導に関すること。
- (4) その他家庭児童の福祉に関すること。

(設備)

第3条 相談室は、相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。

(職員)

第4条 相談室には、次の職員を置くものとする。

- (1) 社会福祉主事 家庭児童福祉に関する技術を必要とする業務を行う者
- (2) 家庭児童支援員 家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う者

2 家庭児童相談室設置運営要綱（昭和39年4月22日発児第92号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達）第6の2に規定する家庭相談員は、家庭児童支援員をもって充てる。

(職員の資格)

第5条 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者

2 家庭児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 医師

(3) 社会福祉士

(4) 精神保健福祉士

(5) 保健師

(6) 助産師

(7) 看護師

(8) 保育士又は幼稚園教諭

- (9) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
(10) 前各号に準ずる者であって、必要な学識経験を有する者
(運営)

第6条 相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定等に十分配慮するものとする。

2 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察、児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。

3 相談室は、地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日決裁29佐児第849号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日決裁佐児第1076号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

佐倉市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

注) 本要綱は令和6年度より改正しています

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第10条の2の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導その他の必要な支援に関わる業務を適切に行うため、佐倉市子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援拠点は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。)に定める次の業務を行うものとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

(設備)

第3条 支援拠点は、相談支援業務を円滑に行うために必要な設備、器具等を設けるものとする。

(職員)

第4条 支援拠点の職員は、国支援拠点設置運営要綱に基づき配置するものとする。
2 支援拠点の職員の職務、資格等は、国支援拠点設置運営要綱に定めるとおりとする。

(運営)

第5条 支援拠点は、法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関及び佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱(平成30年3月1日決裁29佐児第849号)に基づく佐倉市家庭児童相談室を兼ねるものとする。
2 支援拠点は、効率的な運営を図るため、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱(平成30年3月5日決裁29佐児第850号)に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関等との緊密な連絡調整を行うものとする。
3 支援拠点の運営に当たっては、子育てに関する総合相談窓口である佐倉市子育て世代包括支援センターと適切に情報を共有し、子どもの発達段階、家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月30日決裁佐児第947号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握された次に掲げる要件を満たす次項各号に掲げる家族（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を行う家庭を含む。）の児童又は養育者とする。

（1）一般の子育て支援サービスその他の福祉サービスの利用だけでは十分な養育が困難であること。

（2）訪問による養育に係る支援（以下「支援」という。）が特に必要であると市長が認めたこと。

（3）事業の実施による効果が期待できると市長が判断したこと。

2 市長は、次に掲げる家庭に対し、支援を実施するものとする。

（1）妊娠又は就学前までの子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。

（2）若年、妊婦健診の受診が極端に少ないこと、望まない妊娠、疾病、障害等の理由により、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

（3）児童又は養育者の疾病等の問題によって、子育てに対して不安又は孤立化のおそれのある家庭

（4）食事、衣服、生活環境等について不適切な育児状況にあることから、虐待のおそれがあり、特に支援が必要と認められる家庭

（5）児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な家庭

（6）その他市長が特に必要と認める家庭

（中核機関）

第3条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第25条の2第4項による要保護児童対策地域協議会（佐倉市児童虐待防止ネットワーク）の調整機関である児童福祉担当課とする。

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）訪問支援の決定

（2）支援の目標及び内容の決定

（3）支援の進行管理

（4）関係機関との連絡調整

（5）個別ケース検討会議の開催

（6）支援の終了決定

（7）訪問支援者に対する必要な研修の計画

（8）その他支援のために必要な事項

（支援内容）

第4条 事業における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師、保育士等による、家庭内での育児に関する相談、指導等及び養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等
 - (2) 市長が委託した家事又は育児に関する事業者が派遣する者（以下「育児支援ヘルパー」という。）又は地域の子育て経験者が行う支援（以下「家庭訪問型子育て支援」という。）を実施する団体が派遣する者（以下「家庭訪問型子育て支援員」という。）による別表に定める支援
 - (3) その他市長が適当と認める支援
- （支援者）

第5条 支援を行う者（以下「支援者」という。）は、児童福祉司たる資格を有する者並びにこれに準ずる保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士、家庭児童相談員、家庭児童支援員及び必要な研修を修了した子育て経験者並びに育児支援ヘルパーとする。

（支援の期間）

第6条 支援の期間は、6か月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

（訪問時間）

第7条 育児支援ヘルパー及び家庭訪問型子育て支援員の派遣に係る時間帯は、午前0時から午後12時までとする。

（支援計画の作成等）

第8条 市長は、第2条に該当するものについて中核機関を通じ養育状況等を調査し、必要に応じ第4条の支援を決定する。

- 2 前項の決定をするときは、中核機関は、佐倉市児童虐待防止ネットワーク構成機関のうち、対象者に関係する機関の意見を聞き支援計画を策定するものとする。

（支援の方法）

第9条 第4条第1項第2号の支援を希望する者は、佐倉市養育支援訪問事業利用申請書（別記様式第1号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、前条に規定する調査を行い、支援の必要があると判断したときは、前条第2項に規定する支援計画を作成の上、佐倉市養育支援訪問事業利用決定通知書（別記様式第2号）により通知し、支援の必要がないと判断した家庭については、佐倉市養育支援訪問事業却下通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（利用の取消し）

第10条 市長は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1項に規定する対象者としての要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者から佐倉市養育支援訪問事業利用辞退届（別記様式第4号）の申出があったとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、佐倉市養育支援訪問事業利用取消通知書（別記様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用料）

第11条 事業に関する利用料は、無料とする。

(事業の確認)

第12条 育児支援ヘルパー又は家庭訪問型子育て支援を実施する団体が派遣する者による支援を受けた者は、育児支援ヘルパーが持参した佐倉市養育支援訪問事業実施確認書兼活動報告書(別記様式第6号)に押印し、育児支援ヘルパーに手渡すものとする。

(業務受託業者の実績報告)

第13条 業務受託者は、毎月市長に実績を報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成22年3月29日決裁21佐児第904号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日決裁24佐児第108号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月5日決裁26佐児第1103号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則(令和2年3月30日決裁佐児第1031号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

別表(第4条関係)

区分	援助の内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備及び片付け イ 衣類の洗濯及び補修 ウ 居室の掃除及び整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
2 育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ 児童福祉施設等への送迎 カ その他必要な育児援助
3 家庭訪問型子育て支援に関するもの	ア 子育ての不安及び悩みの傾聴 イ 子育て支援情報の紹介 ウ 家事及び育児の協働 エ 同行支援

佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面(以下「家庭等」という。)における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するため、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークに関し必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの連携)

第2条 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークは、次のネットワーク(以下「各ネットワーク」という。)をもって構成する。

- (1) 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱(平成30年3月5日決裁29佐児第850号)に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワーク
- (2) 佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成27年2月12日決裁26佐高第1314号)に基づく佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク
- (3) 佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成24年7月24日決裁24佐障第314号)に基づく佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

2 各ネットワークは、個別の事例への対応に際し必要と認めるときは、他のネットワークに属する関係機関の協力を得ることができる。

3 前項の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に規定する被害者の保護及び自立支援について準用する。ただし、被害者が各ネットワークの所掌する対象に含まれないときは、各ネットワークが協力して対応するものとする。

(佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議)

第3条 この要綱の実効を確保するため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

2 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 家庭等における虐待、暴力等の被害者に対する被害防止に係る情報の収集及び意見の交換に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する児童虐待を行った保護者、DV法に規定する配偶者への暴力を行った者及び家庭等において弱者への虐待、暴力その他これらに類似した行為を行った者の更生のための情報の収集及び意見の交換に関すること。
- (3) 啓発活動に対する意見の交換に関すること。
- (4) 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークを構成するネットワークに属する者の資質の向上のための研修等に関すること。

3 ネットワーク会議は、別表に定める家庭等における虐待及び暴力対策に係る機関、団体及び個人をもって構成し、市長が会長となる。

4 会長に事故があるときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順位により、その職務を代理する。

- (1) 第2条第1項第1号に定める佐倉市児童虐待防止ネットワーク(第7項において同じ。)に係る事務を所管する部長の職にある者
- (2) 第2条第1項第2号に定める佐倉市高齢者虐待防止ネットワークに係る事務を所管する部長の職にある者

- 5 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 6 会長は、会議において必要と認めるときは、専門的事項について識見を有する者、関係者又は関係職員に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会議の庶務は、各ネットワークの所管課が共同で処理し、佐倉市児童虐待防止ネットワークを所管する課が総括する。

（補則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成24年7月24日24佐児第353号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。
（佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱の廃止）
- 2 佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱（平成15年5月1日決裁15佐人第9号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月18日決裁25佐児第789号）

この要綱は、平成26年1月3日から施行する

附 則（平成27年3月6日決裁26佐児第1102号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則（平成30年3月28日決裁29佐児第928号）

この要綱は、決裁の日から施行する

附 則（令和3年3月22日決裁佐行第931号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日決裁佐こ家第295号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

ネットワーク会議構成員	
機関又は団体	佐倉市民生委員・児童委員協議会 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 印旛地区保護司会（佐倉地区） 佐倉市校長会 佐倉市私立幼稚園協会 いんば中核地域生活支援センター 佐倉市内地域包括支援センター さくらケアマネ協議会 佐倉市障害者総合支援協議会（権利擁護部会） 佐倉市八街市酒々井町消防組合 その他ネットワーク会議が必要と認める機関 又は団体
国又は県	千葉地方法務局佐倉支局 千葉県印旛健康福祉センター 千葉県女性サポートセンター 千葉県中央児童相談所 千葉県教育委員会 佐倉警察署 その他ネットワーク会議が必要と認める機関
佐倉市	市長 教育長 こども支援部長 健康推進部長 福祉部長 市民部長 その他ネットワーク会議が必要と認める者

佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワーク（以下「防止ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防止ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者（以下「要保護児童等」という。）の実態把握、早期発見及び保護又は支援に関すること。

ア 要保護児童

イ 要支援児童

ウ ア又はイの保護者

エ 特定妊婦

(2) 要保護児童等に関する情報の交換並びに関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進についての協議に関すること。

(3) 要保護児童等に対する支援策を推進するための広報、啓発及び研修の実施に関すること。

(4) 養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業をいう。以下同じ。）に関すること。

(5) その他前条の設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 防止ネットワークは、別表に掲げる機関等（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 防止ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

(1) 代表者会議

(2) 実務者会議

(3) ケース検討会議

2 前項の会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、防止ネットワークの適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

2 代表者会議は、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の会議に併せて開催する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は支援のための連絡調整、調査、検討、事例研究等について協議する。

- 2 実務者会議は、定例的に開催するものとし、第8条第1項に規定する要保護児童対策調整機関（同項を除き、以下「調整機関」をいう。）の長が招集する。
- 3 実務者会議は、関係機関等に所属する実務者が出席し、調整機関の長が会議の議長となる。

（ケース検討会議）

第7条 ケース検討会議は、要保護児童等に関する早期介入、対応、役割分担等の個別支援内容について検討する。

- 2 ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。
- 3 ケース検討会議は、構成機関等のうち、当該事例に関わっている機関及び今後関わる機関の担当者が出席し、調整機関の長が指名した者が会議の議長となる。

（要保護児童対策調整機関）

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として佐倉市こども支援部こども家庭課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次のとおりとする。
 - （1）防止ネットワークの事務の総括に関すること。
 - （2）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 調整機関は、養育支援訪問事業において、国の示すガイドラインに規定する「中核機関」を兼ねるものとする。
- 4 調整機関には、その業務を適切に行うため、法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものを置くものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 防止ネットワークは、法第25条の3の規定により、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 2 防止ネットワークの会議において知り得た個人情報は、法第25条の5の規定により正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、防止ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

（佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱の廃止）

- 2 佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱（平成16年佐子第528号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月3日決裁19佐行第682号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日決裁佐児第659号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月24日決裁佐児第383号）

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

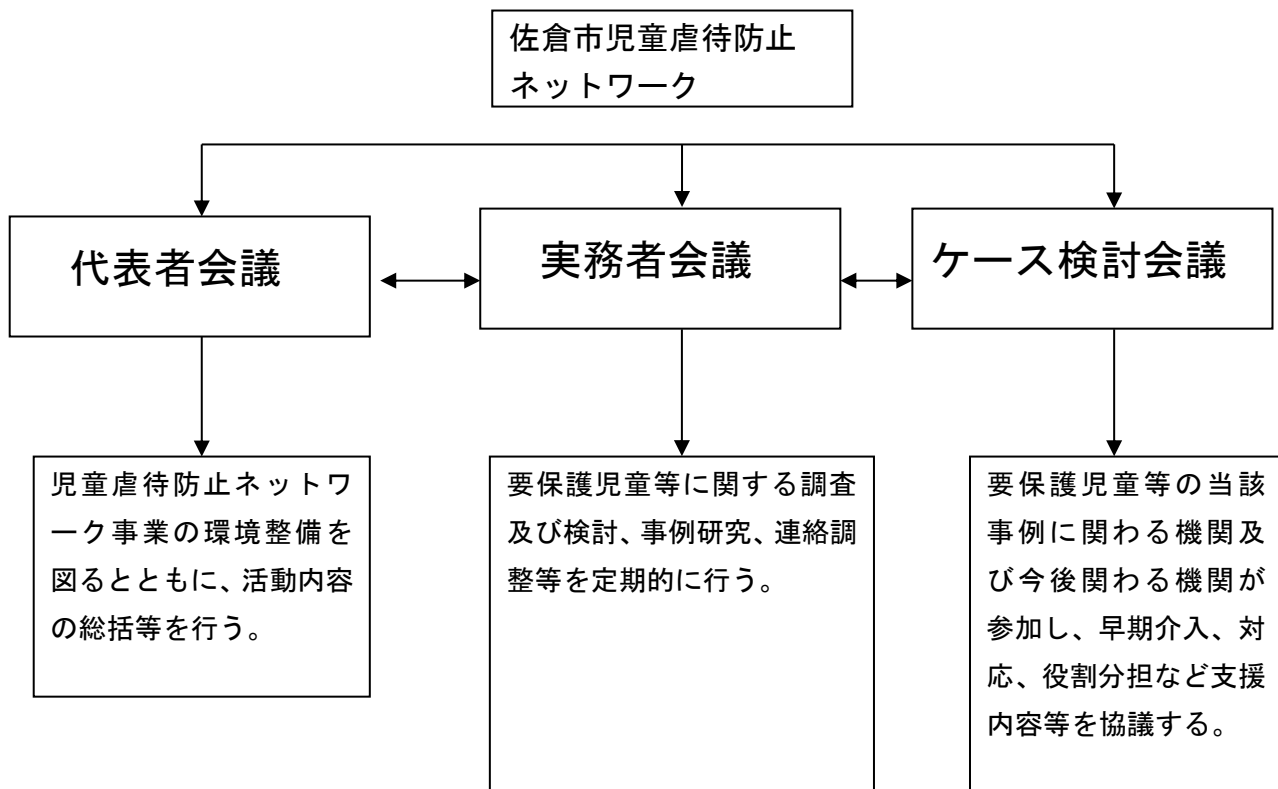
附 則(平成30年3月5日決裁29佐児第850号)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年3月22日決裁佐行第931号)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月20日決裁佐こ家第294号)
この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

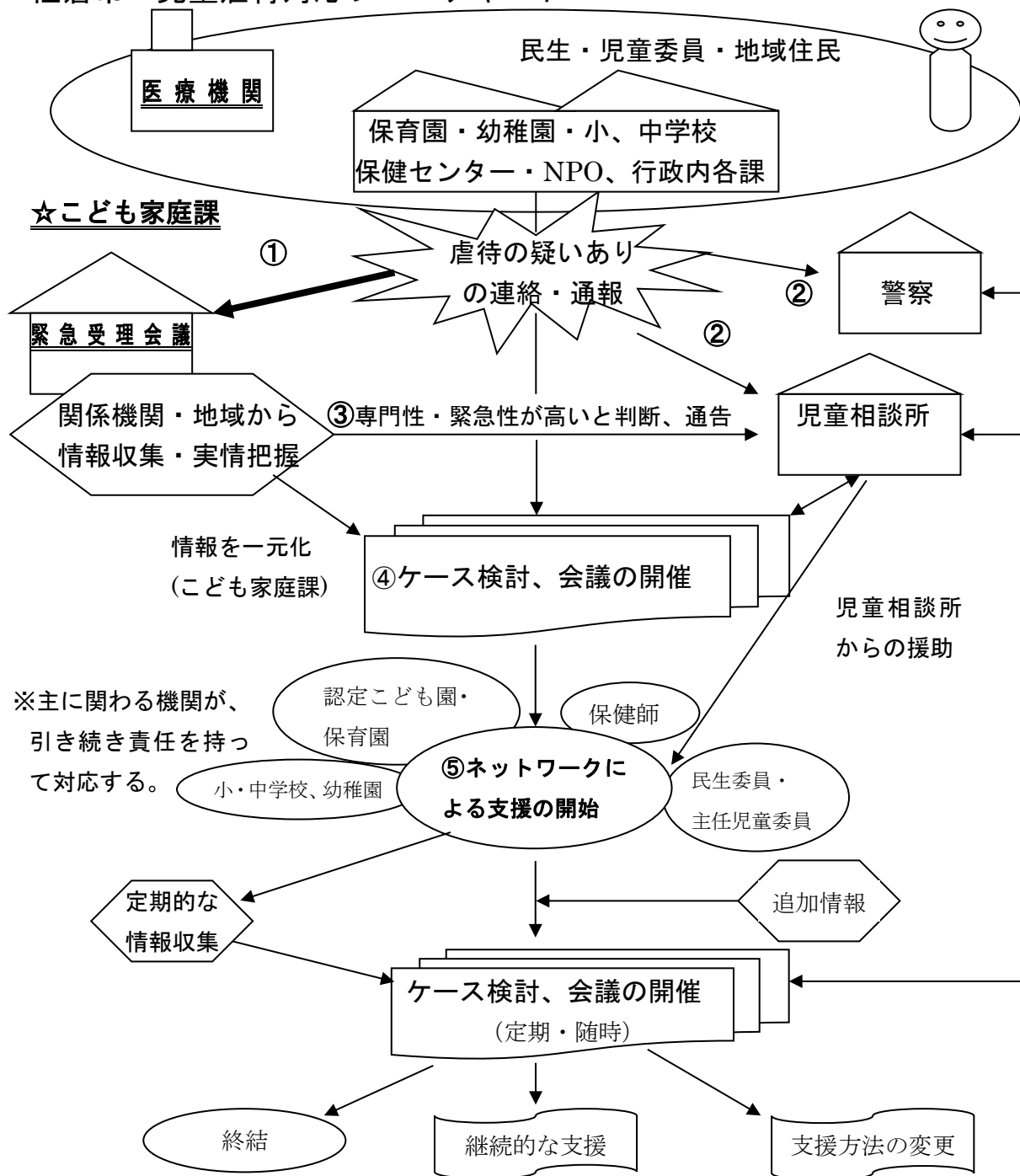
国又は地方公共 団体の機関	1 佐倉市（市民部、健康推進部、こども支援部及び福祉部） 2 佐倉市教育委員会 3 千葉県教育委員会 4 千葉地方法務局佐倉支局 5 千葉県印旛健康福祉センター 6 千葉県女性サポートセンター 7 千葉県中央児童相談所 8 佐倉警察署 9 その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	1 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 2 公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 3 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 4 その他市長が必要と認める法人
その他のもの	1 佐倉市民生委員・児童委員協議会 2 印旛地区保護司会（佐倉地区） 3 佐倉市私立幼稚園協会 4 いんば中核地域生活支援センター 5 その他市長が必要と認める者



実務担当者

- ・ 児童相談所児童福祉司
- ・ 警察署生活安全課虐待担当
- ・ 医療機関関係者
- ・ 保健所精神保健福祉相談員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 指導課虐待担当
- ・ 生徒指導主任、生徒指導主事
- ・ 幼稚園・小中学校教諭
- ・ 自治人権推進課男女平等参画推進担当
- ・ 社会福祉課地域担当
- ・ 母子保健課保健師、看護師
- ・ 健康管理センター保健師
- ・ 西部保健センター保健師
- ・ 南部保健センター保健師
- ・ 保育園保育士、看護師
- ・ 児童センター保育士、児童インストラクター
- ・ 学童保育所保育士、児童インストラクター
- ・ 家庭児童相談員
- ・ こども家庭課虐待担当・こども保育課担当
- ・ 子育て支援にかかわる NPO
- ・ その他必要と認めるもの

佐倉市 児童虐待対応フローチャート



① 虐待の疑いがある場合、こども家庭課へ連絡・通報する。

行政内の施設、関係機関は情報を取りまとめ、担当課を通じて課へ。ケースは引き続き主に関わる部署が、責任を持って対応していく。

② 生命の危険など緊急性のある場合、直接児童相談所や警察へ相談・通告する。

③ こども家庭課が中心となって受理会議を行い、専門性・緊急性が高いと判断した場合、児童相談所へ相談・通告・送致する。

④ 把握した情報をもとに、ケース検討、会議を行う。

⑤ 関係機関相互が連携を図りながら、支援・援助を開始する。

⑥ 継続して随時ケース検討を行い、支援・援助方法を評価し、方針に基づき進める。

※関係機関が相互に情報交換しながら、こども家庭課で情報の一元化、進捗管理を行っていく。

＊民生委員児童委員・主任児童委員（児童専門部会）の役割

★民生委員児童委員・主任児童委員とこども家庭課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、地域の民生児童委員・主任児童委員とこども家庭課は、互いに情報を共有し協力して、ケースの支援を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

ケースの情報は、必要最小限にとどめます。情報提供は、個人情報保護法、児童福祉法第 25 条、児童虐待防止法 6 条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第 9 条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 記録用紙配布 こども家庭課 → 主任児童委員 → 地区担当民生児童委員
4 月・7 月・10 月・1 月の各地区民児協定例会で、こども家庭課で進行管理をしているケース（内地区民生児童委員の関わっているもの）に関する記録用紙を配付。
- ② 記録用紙回収 地区担当民生児童委員 → 主任児童委員
5 月・8 月・11 月・2 月の各地区民児協定例会で、記録用紙回収
- ③ 各地区ケース進行会議（各地区ケースの進捗管理）
5 月・8 月・11 月・2 月
各地区主任児童委員とこども家庭課地区担当：記録用紙を回収後、こども家庭課地区担当に連絡。地区のケースの進捗状況と支援方針の検討。主任児童委員は、検討結果を記録用紙に記入し、各地区民生児童委員に返却。支援方針を伝え、支援開始。
- ④ 児童専門部会議
5 月・8 月・11 月・2 月
各地区児童専門部から地区の状況報告
- ⑤ 実務者会議
5 月・8 月・11 月・2 月
児童専門部は、会議に参加し必要時児童専門部としての意見を述べる。

＊小・中学校、教育部の役割

★小・中学校、教育部とこども家庭課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月10日提出）

学校 → こども家庭課 → 指導課

- ② 指導課・こども家庭課 ケース進行管理（5月・8月・11月・2月）

指導課・こども家庭課：定期情報提供を元に、ケースの進捗状況と支援方針の検討

- ③ 実務者会議

5月・8月・11月・2月

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

- ① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（学校）が支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている学校がその都度、こども家庭課へ報告します。

- ② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。

- ③ 情報 の一元化、進捗管理については、こども支援部こども家庭課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、こども家庭課に提出してください。

＊保健センターの役割

★各保健センターとこども家庭課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 保健センター・こども家庭課ケース進行管理会議（5月・8月・11月・2月）

保健センター・こども家庭課：定期情報提供を元に、ケースの進捗情報と支援針の検討

② 実務者会議

5月・8月・11月・2月

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 乳幼児の安全を確保するために、主に関わる保健センターが支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保健センターがその都度、こども家庭課へ報告します。

② 情報の一元化、進捗管理については、こども支援部こども家庭課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、こども家庭課に提出してください。

＊児童福祉施設・こども保育課の役割

- ★児童福祉施設（保育園・学童保育所等）こども保育課とこども家庭課の連携について
虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下に
ケースの援助を行うこととします。
- ★個人情報保護条例の適用について
個人情報保護法、児童福祉法第 25 条、児童虐待防止法 6 条、佐倉市児童虐待防止
ネットワーク要綱第 9 条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月 10 日提出）
保育園→こども家庭課→こども保育課
- ③ こども保育課・こども家庭課 ケース進行会議（5 月・8 月・11 月・2 月）
こども保育課・こども家庭課：定期情報提供を元に、ケース進捗情報と支援方針
の検討
- ③ 実務者会議
5 月・8 月・11 月・2 月
会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

- ① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（保育園・学童保育所）が支援
していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保
育園がその都度、こども家庭課へ報告します。
 - ② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。
 - ③ 情報の一元化、進捗管理については、こども支援部こども家庭課が行います。
- ★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成して
ケース通告手順に従い、こども家庭課に提出してください。

① 出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいかないので、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要です。

② 会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切です。

③ ケースの概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となりますが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらいます。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。)

④ 協議事項**1 ケースに関する情報の共有**

ちょっと気になることでも気軽に確認することができるのが顔を合わせるよさでもあります。

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関がもつ情報を補足し、情報を共有します。事前に情報交換をしていますが、新たな情報が出てくる場合が多くあります。一つだけでは取るに足らない情報と思われる場合でも、いくつかの情報を合わせると意味を持つことがあります。

2 子どもや家庭の状況の整理（問題点の共通理解）

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を図ります。

(☞リスクアセスメントシートの活用：書式編 p 3～10)

3 今後の対応方法の検討**★緊急性・危険度の判断**

事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。初回だけでなく、事態が変化している時、行き詰っているような時も、状況を客観的に把握するためにアセスメントシートを活用します。

(☞緊急度アセスメントシート・リスクアセスメントシートの活用：書式編 p 1～10)

★支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。

★役割分担

どの機関(誰)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話し合いは進めません。「私(自機関)は、〇〇ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切です。

⑤ 次回の会議実施予定時期及びケース進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、予め次回の会議実施時期を決めておきます。

また、事例の進行管理責任者を決め、ケースが各機関の隙間に落ちないようにします。事務局又はケースの主対応機関のいずれかが担います。

⑥ 決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

ケース検討会議記録用紙

☆関係者からの現状報告をしていただきます。(関係者概要説明)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆課題の整理をいたします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【今後の方針と役割確認】

☆いつまでに、誰が、どのような方法で実施していくのか明らかにします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

本ケースで主体的に関わっていく機関は()です。

- ・ 連絡網の確認について()
- ・ 今後の会議日程の確認(月 日)です。

※ 情報の一元管理、進捗管理はこども家庭課が行います。ケースに関する動きや情報がありましたら、こども家庭課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

※ ケース担当者() Tel直通 484-6263 (内線 2481・2484・2488)

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-保健行政用-

こども支援部こども家庭課

保健センターや子育て世代包括支援センターで、虐待や虐待が疑われるケース等を把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、こども家庭課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 地区担当保健師、または包括支援業務担当→各所属長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
(特定妊婦の場合も、適宜、書式により情報提供する。)
経過記録については、保健衛生で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 地区担当保健師、または包括支援業務担当からこども家庭課へ送付する。
- ↓
- ③ こども家庭課は受付・決裁、児童通告書等は家庭児童相談班で管理する。
こども家庭課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ④ 受理後の対応は、こども家庭課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、こども家庭課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)こども家庭課から地区担当保健師へつなぐケースについての手順

- ① こども家庭課地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 地区担当保健師へ
- ↓
- ③ 母子保健課母子保健担当班長→母子保健課長
- ↓
- ④ 地区担当保健師・こども家庭課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ、報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について -教育部用-

佐倉市こども支援部こども家庭課

佐倉市立幼・小・中学校で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、こども家庭課で虐待等を把握し、幼・小・中学校と連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 虐待等を発見した職員→当該幼・小・中学校長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等があれば、各園・学校で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
- ↓
- ③ 指導課担当からこども家庭課へ送付
- ↓
- ④ こども家庭課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
こども家庭課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関(幼・小・中学校)を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ⑤ 受理後の対応は、指導課及びこども家庭課が当該学校や各関係機関と連絡、調整を行い、こども家庭課がケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、こども家庭課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)こども家庭課から幼・小・中学校へつなぐケースについての手順

- ① こども家庭課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
- ↓
- ③ 当該幼・小・中学校長
- ↓
- ④ 当該園・学校担当職員、指導課担当及びこども家庭課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-児童福祉施設行政用-

こども支援部こども家庭課

保育園、学童保育等児童福祉施設で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、こども家庭課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 児童福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等あれば児童福祉施設等で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② こども保育課指導担当へ→こども保育課長
- ↓
- ③ こども保育課指導担当からこども家庭課へ送付する。
- ↓
- ④ こども家庭課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
こども家庭課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ⑤ 受理後の対応は、こども家庭課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、こども家庭課が行なう。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)こども家庭課から児童福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① こども家庭課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 児童福祉施設担当職員へ
- ↓
- ② 当該施設長
- ↓
- ③ こども保育課指導班→こども保育課長
- ↓
- ④ 児童福祉施設担当職員・こども家庭課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

障害福祉施設等で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、こども家庭課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ) 新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 障害福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
経過記録については、障害福祉施設で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 障害福祉課長
- ↓
- ③ こども家庭課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談担当で管理する。
こども家庭課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ④ 受理後の対応は、こども家庭課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、こども家庭課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ) こども家庭課から障害福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① こども家庭課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 障害福祉施設担当職員へ
- ↓
- ③ 障害福祉施設長
- ↓
- ④ 障害福祉課長
- ↓
- ⑤ 障害福祉施設担当職員・こども家庭課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

【こども家庭課】

【担当課： 】

【所属部署： 】

課長	班長	供覧

課長	班長	供覧

所属長	班長	供覧

子ども虐待相談・養育支援事業・通告書（虐待・養育支援 いずれかに○印）

※のついている欄は必ず記入してください。

日付	令和 年 月 日				
※子ども	ふりがな 氏 名	(男・女)		生年月日	年 月 日生 (歳 か月)
	住 所				
	就学状況	学校 年 組[担任] 保育所・幼稚園			
虐待の 状況内容	○いつ頃から				
	○どこで ○ 誰が(主な虐待者)				
	○何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)				
	○どのくらいの頻度で(ほぼ毎日 ・週 回程度・月 回程度)				
	※具体的な内容				
※情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から				
児童及び家族の状況(予備調査を含めて確認)					
住居状況	独立家屋 集合住宅(階)			連絡先	
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業・就学状況
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など				
関わりの ある機関	福祉事務所(生保:受給・その他手当等)、民生・児童委員、主任児童委員 保健センター(健診受診歴等) 病院()、警察、児童相談所(一時保護歴・施設入所歴・指導中・他) その他()				
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など				
※通告者 通告機関 等	氏名・機関名				
	住 所				
	連 絡 先	☎ (担当)			
	調査協力等	調査協力(了・否) 当課からの連絡(了・否) 通告者を虐待者に明かすこと(了・否) 通告を知らせている人(無・有:虐待者・子ども・その他)			
こども家庭課記入欄					
受理会議 (実施日 月 日)					
備考	確認済事項(住民票・乳幼児健診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況)				

佐倉市児童通告書

令和 年 月 日

様

所 属 機 関

氏 名

電 話

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。（※不明な部分については記載不要）

子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	所 属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現 住 所			
	本籍 (国 籍)			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	職 業		子どもとの関係	
	現 住 所			
通告理由				
【虐待の状況・内容】 ●情報源（直接確認・人に聞いた・悲鳴や物音を聞いた・子どもの様子から・その他） ●いつ頃から ●どこで ●誰が（主な虐待者） ●何を（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト） ●どの位の頻度（ほぼ毎日・週 回程度・月 回程度） （何時頃 朝 昼 夜） ●具体的な内容 （裏へ続く）				
記録者 TEL ()				

佐倉市こども家庭課 484-6263

ケース進捗管理マニュアルについて

こども支援部こども家庭課

1. ケース検討と進捗管理一フローチャート・アセスメントシートに従いケース検討を実施する。

① 緊急受理会議（関係者から情報を収集）→ケース検討（各機関の役割を確認）→援助の開始→ケース援助の確認（但し、緊急時は本ルートでなくても可）

② ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ 家庭児童相談班での朝のミーティングや、月2回の連絡会議等で担当者間のケースの情報共有と一元管理を図る。
- ・ ケースの対応状況については、関わる機関からこども家庭課が報告を受け一元管理と進捗管理をしていく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において定期的にケース検討を実施し情報の一元管理と、進捗管理を図っていく。
- ・ 全体の管理は、実務者会議事前抽出会議にて3か月に1回チェックする。総合管理については、年1回(3月)こども家庭課内の検討会議で行う。

③ ケースの終了について

リスクアセスメントシート(別紙)から以下を確認する。

- ・ 子どもの状況が安定している。
- ・ 養育者の状況が落ち着いている。
- ・ 養育環境が落ち着いている。
- ・ 児の安全確認がとれている。
- ・ 現在の状況について、関係機関等の情報から安全が図られている。

○ 上記のリスクアセスメント状況、関係機関のケースの状況や意見等により総合判断を行い、終了か否かをこども家庭課で決定し、終了のケースは年度末に関係機関に文書で報告する。

2. 児童相談所との連携について

- ・ 困難ケースについては、援助依頼、ケース送致等により対処する。
- ・ ケースの対応方針、進捗管理については定期的に検討会議を開催し把握する。

定期報告提出 様式

佐倉市児童虐待防止ネットワークからの依頼に基づく情報提供書

令和 年 月

学校 校長

記入担当者

(提出前に必ず長の決裁を受けてください)

No.	学 年	性 別	氏 名	前月中の 欠席日数	欠席理由				長欠 該当	最終登校日	最終目視日 (家庭訪問等含)	備考(児の状況・家庭からの連絡等)
					病気	精神的理由	不登校	その他				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について

こども支援部こども家庭課

1. ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ ケースの対応状況について、かかわる機関からこども家庭課が報告を受け、ケース情報の一元化と進捗管理をこども家庭課で実施していく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において互いの情報を交換し共有をはかる。必要時は、ケース検討会議を実施する。

2. ケースの継続・終了の基準(考え方)

- ・ 10月、3月に全ケースを、以下の基準に基づきケース検討会議を開き、継続または終了について、こども家庭課が決定する。

【終了の基準】

☆リスクアセスメントシート(別紙)から以下を確認する。

- ① 子どもの状況が安定している。
- ② 養育者が適切に養護している。
- ③ 養育環境が整っており、落ち着いている。
- ④ 児の安全確認がとれている。

- ・ 上記4点が確認されること。その他のリスクアセスメント状況、実務者会議等のケース情報や関係者意見等により総合判断を行う。安全が確認され、今後も安全が確保されると判断した場合終了とする。

3. 終了としたケースの関係機関への連絡方法について

- ・ 終了すると決定したケースについては、実務者会議を実施している機関すべてに文書をもって報告する。

所属長様

佐倉市こども家庭課長 〇〇 〇〇

佐倉市児童虐待防止ネットワークによるケース管理の終了について（報告）

平素、子どもたちの安全を守るために、児童虐待防止ネットワークにご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の児童につきましては、これまで「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」に基づきまして、情報の一元管理、ケースの進行管理を行って参りました。この度、ケースの状況から児童の安全管理が図れると判断し、佐倉市児童虐待防止ネットワークの中での「ケース管理」を終了いたしますのでご報告いたします。

なお、今後とも心配なご家庭がございましたら、こども家庭課家庭児童相談班へご連絡をお願いします。

記

◆佐倉市児童虐待防止ネットワーク「ケース管理」を終了する児童

--

（お問合せ先）

佐倉市こども家庭課 家庭児童相談班
TEL：043-484-6263

児童記録表

個人No.

地区

作成部署

第 回 受付		R . . 受理				ケース番号			種別	
対象者	氏名					生年月日等	生			
							歳 か月			
	所属機関	年 組 担任 (先生)								
		☎								
	本籍地									
	現住所等									
		☎								
	既往歴									
	現病歴									
	主治医									
相談者	氏名					連絡先				
	主訴									
家族・同居・縁故者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	就学・就労	児扶	生保	準保	健康状況	
生活状況						【家族図】				
福祉サービス										
その他										
経過										
関わり機関			担当者	電 話		援 助 内 容				
統計分類	経路				種類別			処理		

緊急度アセスメントシート

児童氏名

(作成日 年 月 日)

①子どもや保護者が保護を求めている	☐ こども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	
YES		
②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え ☐	YES
NO		
③子どもにすでに重大な結果が生じている	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭骸骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄） ☐	YES
NO		
④重大な結果が生じる可能性が高い	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児である ☐ 生命に危険な行為（頭部・顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェキング） ☐ 性行為に至らない性的虐待 ☐	
YES		
⑤虐待を繰り返す可能性が高い	☐ 新旧混在した傷や、入院歴がある ☐ 過去に、通告、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している ☐	YES
NO		
⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている	☐ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情・表情が暗い・過去のスキンシップを他の大人に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛等） ☐	YES
NO		
⑦保護者に虐待につながる危険がある	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある（うつ病、育児ノイローゼなど） ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 性格的問題（衝動的、攻撃的、未熟性） ☐ 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない ☐ 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 子どもの日常的な世話をしてくれる人がいない ☐	YES
NO		
⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある	☐ 虐待によるのではない子どもの成長上の問題（発達の遅れ、障害など） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食など） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴、愛されなかった思いなど） ☐ 子どもへの養育態度や知識の問題（意欲の欠如、知識不足など） ☐ 家族状況（祖父母含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等） ☐	YES

緊急度 A A

分離を前提とした緊急介入
緊急一時保護を検討

緊急度 A

発生（再発）防止のための緊急支援
発生前の一時保護を検討

緊急度 B

集中的支援の実施
集中的な支援、場合によっては一時保護を検討

緊急度 C

継続的総合的支援の実施
継続的・総合的な支援
場合によっては一時保護を検討

※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にする。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（令和2年3月改訂版）を参考に作成

リスクアセスメントシート（初回・ 回目）

<ジェノグラム及びサポート>

◇記入日 令和 年 月 日（記入者： ）
 ◇ケース番号
 ◇児童氏名 （ ）
 ◇生年月日 年 月 日生 （ 歳 ）
 ◇虐待種別 ☐身体 ☐性的 ☐ネグレクト☐心理
 ◇虐待者（主◎、従○）右図「ジェノグラム及びサポートに記入）

項目		該当	該当なし	不明	現在過去にあり	状況例 (該当する項目があれば、チェックするか□で囲む。 項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む)				
重篤度						最重度	重度	中度	軽度	危機
虐待状況の確認	1 身体的な状況 (身体的虐待)				☐	☐ 頭部外傷 ☐ 乳児を投げる/踏みつけ ☐ 窒息の危険 ☐ その他生命危害行為	☐ 骨折 ☐ 打撲 ☐ やけど ☐ 腹をける ☐ 顔面のひどい外傷 ☐ 被害児が乳児	☐ 半年以内に2回以上のあざや傷 ☐ 新旧の傷 ☐ 顔面のあざ ☐ ける	☐ 傷が残らない程度の暴力 ☐ 単発の小さくわずかなケガ	☐ 今傷はないが、発生する可能性が高い
	2 ネグレクト				☐	☐ 病気などの受診させない ☐ 明らかな衰弱 ☐ 脱水	☐ 乳幼児の夜間放置 ☐ 乳児の昼間放置 ☐ 長期外出禁止 ☐ まライフライン停止 ☐ 食事が満足にできない	☐ 生活環境不良で改善なし ☐ 放置 ☐ 登校禁止	☐ 健康問題が起きない程度のネグレクト	☐ 予防接種や健診を受けない
	3 性的な被害の状況 (性的虐待)				☐	☐ 妊娠 ☐ 性交渉 ☐ ポルノ被写体	☐ 性器をみせる ☐ 着衣の上から触る ☐ 性描写や性交渉を見せる	☐ 着替えを覗いたり浴室に入る ☐ 子の不相应な性的言動あり	☐ 子どもに卑猥な言葉を発する ☐ 性的虐待の鑑賞物を置いておく	☐ 疑い
	4 心理的な状況 (心理的虐待)				☐	☐ 自殺の強要 ☐ 親子心中を考える ☐ 子どもの自殺企図	☐ 頻回なDVの自撃 ☐ 子の頻回の自傷行為 ☐ 日常的に威嚇・非難・無相	☐ 目前DV ☐ 子の自傷行為 ☐ 強い叱責 ☐ 脅し ☐ 保護者自傷 ☐ きょうだい間差別	☐ 子への威嚇、非難、無視がときどき ☐ きょうだい間差別が一時的にある	☐ 子がかわいく思えない
子どもの状況	5 分離の意思				☐	☐ 帰宅拒否 ☐ 子どもが保護を希望 ☐ 分離に対して同意 ☐ 消極的帰宅選択 ☐ 積極的帰宅選択 等				
	6 第三者による確認				☐	☐ 長期間生存が確認されていない ☐ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を繰り返し拒否 ☐ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を拒否 ☐ 1週間子どもの安全が確認できない ☐ 子どもが保育所等に来なくなった 等				
	7 養育者への思い				☐	☐ 怯える・いつも怖がって恐れてい・ ☐ 怖がる ☐ 嫌がって遠ざけようとする ☐ 保護者の前で萎縮 ☐ 保護者の口止めに応じる 等				
	8 精神状態				☐	☐ 生命に危険が及ぶ自傷他害がある ☐ 極めて不安定 ☐ 不安定な状態 ☐ リストカットなど自傷行為がある ☐ うつの 等				
	9 性格・行動面の特徴				☐	☐ 多動、落ち着かない ☐ 誰にでも親しく話す ☐ 暴力的 ☐ 万引き等の虞犯行為 ☐ 年齢不相应な性的言動が見られる 等				
	10 発達及び健康状態				☐	☐ 低身長・低体重（医師による診断のみならず、疑いも含む） ☐ 心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む） ☐ 乳幼児健診が未受診 ☐ 関係機関から懸念がある ☐ 予防接種未接種 等				
	11 居住環境				☐	☐ 放浪、車上生活 ☐ サービス利用後も不衛生状態が継続 ☐ 不適切な居住環境【健康被害が生じるほど著しく不衛生・著しく狭隘・不衛生】 ☐ 理由不明の頻繁な転居 ☐ サービス利用後に不衛生状態解消 等				
	12 経済状態				☐	☐ ライフラインが止まっている ☐ 生活困窮（その日の生活に困る） ☐ 収入不安定、多額の借金 ☐ 世帯収入が生活保護基準を下回っている ☐ 生活保護受給 等				
	13 家族形態				☐	☐ 内縁の親子関係 ☐ 若年保護者 ☐ ひとり親の夜間不在時に知人が子どもを監護 ☐ 異性の友人が出入りするひとり親家庭 ☐ 介護負担など、家族間に葛藤がある 等				

世帯の状況	14	父母の関係				☐ ドメスティックバイオレンスが生じている【保護命令対象・対象外】 ☐ 意見の対立が表面化している ☐ 夫婦間に強い不満 ☐ 離婚調停・審判中 ☐ 夫婦間の信頼関係の欠如 等
	15	親族との関係				☐ 交流がまったくない ☐ 極度の過干渉がある ☐ 交流があるが、反発等の支障がある ☐ 過去の問題が解決されておらず、交流により強い葛藤が生じる ☐ 遠距離居住により交流が少ない 等
	16	相談歴				☐ 虐待による入院・入所歴がある ☐ 虐待による一時保護歴がある ☐ 他の虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある 等
	17	きょうだいの相談歴				☐ 虐待による入院・入所歴がある ☐ 虐待による一時保護歴がある ☐ 他の虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある 等
保護者の状況	18	保護者との同居				☐ 養育（虐待）者とのみ同居 ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調している ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待行為を黙認している ☐ 虐待者は別居しているが、交流がある ☐ 虐待者以外の大人が介入し、守ることもある 等
	19	育児・養育能力				☐ 生命維持に影響する飲食や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある・偏った知識 ☐ 育児・養育能力【欠如・不十分・疑問】 ☐ 無関心 ☐ 知識の不足 ☐ 育児・養育への【強い負担感がある、不安が強い、不安がある】 等
	20	育児・養育意欲				☐ 育児・養育意欲【ない、不十分】 ☐ 無関心 ☐ 無力感 ☐ 過干渉 ☐ 子どもへの関心はあるが、関わりに一貫性がない 等
	21	精神状態				☐ 入院加療が必要なほど不安定 ☐ 服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 ☐ 医療機関受診を拒否するなど、衝動性が高く極めて不安定な状態 ☐ 過去に自殺企図歴がある ☐ 関係機関の懸念がある 等
	22	依存の問題 (薬物、アルコール等)				☐ 物質関連障害により生じる生活上の困難に子どもが日常的にさらされている ☐ 薬物使用等による逮捕・勾留 ☐ 依存があるが治療していない ☐ 治療の有無に関わらず再発・憎悪を繰り返している ☐ 複数の依存が合併している 等
	23	虐待の認識				☐ 行為、事実とも完全否認 ☐ 行為は認めるが虐待を正当化 ☐ 一部を虐待と認める ☐ 虐待認識がある 等
	24	援助への態度				☐ 保護者が子どもの保護を求めている・ ☐ 援助を拒絶、暴力・強迫的反発 ☐ 正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じない・応じないことを繰り返す ☐ 拒否的、攻撃的、無視 ☐ 時や場面により態度が変わる 等
25	困り感・改善意欲				☐ 改善意欲が全くない ☐ 困り感を時折漏らすことがあるが、一貫しない ☐ 困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない ☐ 困り感があり、解決方法を求めている ☐ 自身の問題の原因を子ども、他者、他機関に置く 等	
	26	サービス利用				☐ 提示されても拒否 ☐ 必要性を否認 ☐ 被害的に受け取る ☐ 拒否や否定はしないが、利用には至らない ☐ 関心を示さない 等
その他	27	懸念されること 気になること				
合計値						

家庭児童相談室の ごあんない



佐倉市家庭児童相談室

(こども支援部こども家庭課)

☎ 043-484-6263

E-mail: kodomokatei@city.sakura.lg.jp

令和3年4月作成



このような時は、いつでもご相談ください

- ☆ 子育ての悩み、不安がある。イライラしたり、ノイローゼのようになってしまう。
- ☆ 幼稚園、保育園、学校に行きたがらない、不登校・いじめなど。
- ☆ 盗み、乱暴、家出、夜遊びなどの行動に困っている。
- ☆ 子どもに落ち着きがない。
- ☆ 子どもがかわいいと思えない。
- ☆ 配偶者からの暴力で悩んでいる。
- ☆ その他、子どもの養育全般に関すること。



家庭児童相談室の利用について

(相談日) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)

午前 8:30～午後 5:15

こども家庭課 043-484-6263

- ☆ 費用は無料です。
- ☆ 相談内容については、秘密が守られます。
- ☆ 内容に応じ、児童相談所・学校・病院・保健センターなど関係機関と連携して相談をすすめています。
- ☆ 相談は、本人・ご家族に限らず、どなたからでもお受けします。



家庭児童相談室とは…?



すべての子ども(18才未満)が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、相談に応じる身近な相談機関です。

相談室では、専門の相談員が、きめ細かくご相談に応じております。



いま、子どもたちを取り巻く環境は、複雑・多様化しています。このような環境の中で、子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、家庭の果たす役割は大変重要なものです。

子育てには、喜びや楽しさがたくさんあります。でも、戸惑いや大変なこともあるでしょう。

「こんなはずじゃなかった…」「どうしよう…」

そんな時、家庭児童相談室をご利用ください。



メモ

子ども・子育て世帯の見守りのポイント

市内小中学校 各位



子どもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— **子どもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を** —

Q1 どんな子どもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性があると評価しており、保育所等に通園している子どもが対象です。子どもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

子どもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外に子どもに虐待（ネグレクト含む）のおそれを感じられるときは？

Q1の場合以外でも、虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、**躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談**してください。

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

佐倉市子ども家庭センター：043-484-6263

千葉県中央児童相談所：043-253-4101

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合には子どもの居住地の市町村等に連絡してください。



～子ども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としているポイント**です。

これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

<子どもの様子>

- ・表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・保護者の顔をうかがう
- ・保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・虫歯の治療が行われていない
- ・食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・連絡のない欠席を繰り返す
- ・なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない

<保護者、家族の様子>

- ・発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・子どもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・子どもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・きょうだいに対しての差別的な言動、特定の子どもに対して拒否的な態度をとる
- ・ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・長期にわたる欠席があっても子どもに会わせようとしない
- ・行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

法改正による児童虐待防止等の充実・強化(市該当部分)

【平成16年】

- ・市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことを規定。市町村が家庭児童相談の一義的な窓口として定められた。（児童福祉法第10条関係）
- ・地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会（要対協）を置くことができることとし、守秘義務のもと関係機関の情報共有を可能にした。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・子どもの同居する家庭における配偶者間暴力（面前DV）を心理的虐待と明文化。（児童虐待の防止等に関する法律第2条関係）

【平成19年】

- ・市町村の要対協設置努力義務化。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・児相への通知：市町村等は、通告を受けた児童に関し出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知することとした。（児童虐待の防止等に関する法律第8条関係）
- ・市町村の配偶者暴力相談支援センター設置努力義務化（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条関係）
- ・DV保護命令に電話等（電子メール・FAX）禁止命令を追加（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条関係）

【平成20年】

- ・要対協の協議対象拡大：要保護児童に加え、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が対象に加えられた。
- ・要対協の機能強化：要対協調整機関（佐倉市の場合は児童青少年課）への一定の要件を満たす（児童福祉司任用資格同等及び研修受講）者を置くことの努力義務化。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業の法定化及び努力義務化。（児童福祉法第6条の3関係）

【平成24年】

- ・住民基本台帳の支援措置（住民票及び戸籍附表の非開示）対象に児童虐待等の被虐待者（過去の虐待を含む）を追加。（住民基本台帳事務処理要領）

【平成25年】

- ・『子どもの貧困対策の推進に関する法律』制定
- ・DV支援対象に“生活の本拠を共にする交際”（事実婚）相手からの暴力被害を追加。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2関係）

【平成28年改正】

- ・児童自身が権利の主体であることを法の理念として明確化。『児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う』と保護者の責任を明確化した。

(児童福祉法第1条及び第2条関係)

- ・市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととした。(児童福祉法第3条の3関係)
- ・児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記した。(児童虐待の防止等に関する法律第14条)
- ・「子育て世代包括支援センター」(母子健康包括支援センター)設置の努力義務化。(母子保健法第22条関係)。
- ・要支援児童等を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等から市町村への情報提供を明文化し努力義務化。(児童福祉法第21条の10の5関係)
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点(児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点)の法定化及び設置の努力義務化。(児童福祉法第10条の2関係)
- ・要対協の機能強化：市町村要対協調整機関への一定の要件を満たす(児童福祉司任用資格同等及び研修受講)者を置くことの義務化。(児童福祉法第25条の2関係)
- ・通告を受けた児童及び保護者に関する児童相談所長から市町村への在宅指導委託、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者の通知、及び児童相談所から市町村への事案送致の法定化。(児童福祉法第26条関係)
- ・親子関係再構築支援は、市町村を含む関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法第48条の3関係)

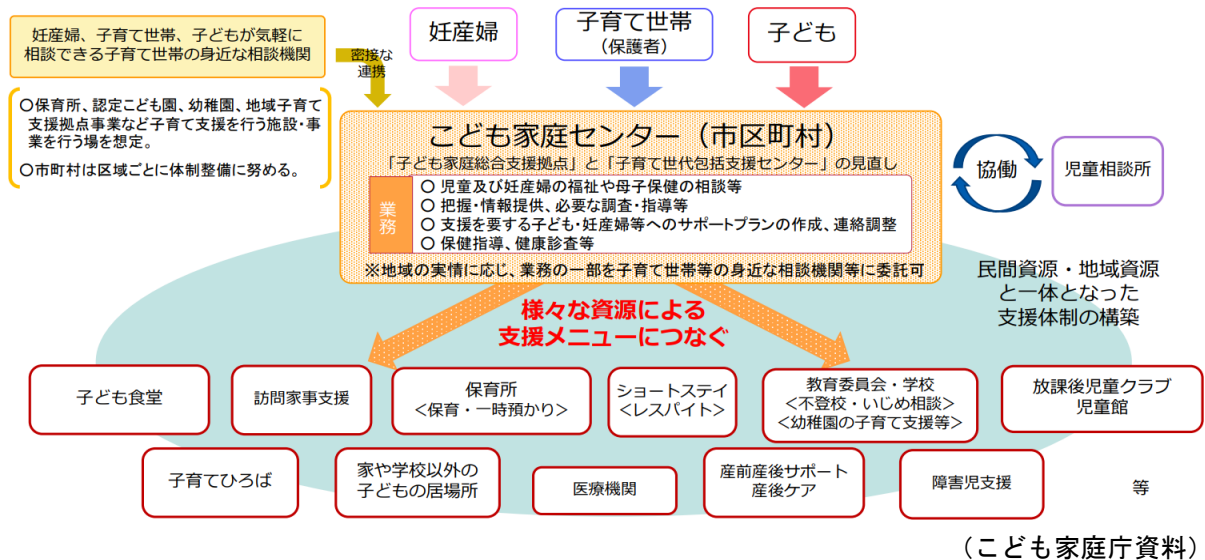
【令和元年改正】

- ・児童の権利擁護
 - ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととした。
(児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項関係)
 - ② 都道府県(児童相談所)の業務として、児童の安全確保を明文化した。
(児童福祉法第11条第1項関係)
- ・関係機関の連携強化
 - ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関は、これに応ずるよう努めなければならないものとした。
(児童福祉法第25条の3第2項関係)
 - ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制整備に努めなければならないものとした。
(児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係)
 - ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
(児童虐待の防止等に関する法律第4条第6項関係)
 - ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととした。
(児童虐待の防止等に関する法律第5条第3項関係)

【令和4年改正】（令和6年4月1日施行）

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ・ 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、「こども家庭センター」の設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備（市町村努力義務）
- ・ 「こども家庭センター」による子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成
- ・ 訪問による家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係の形成支援等を行う事業を新設



法改正による児童虐待防止等の充実・強化(市以外部分)

【平成19年改正】

1. 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- ・ 安全確認の“48時間ルール”の明文化（児童相談所運営指針）
- ・ 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化
- ・ 解錠等を伴う立入調査を可能とし、立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げ(30万円以下→50万円以下)

2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- ・ 一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信を制限できるようにすること。裁判所の承認を得た措置入所について保護者の付きまとい等を禁止できることとし、当該禁止命令違反に罰則付加

3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ・ 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとした。

4. その他

- ・ 法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記

【平成20年改正】

1. 里親制度の改正

- ・ 養子縁組を前提とした里親と養育里親を制度上区分
- ・ 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化

2. その他社会的養護の見直し

- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設
- ・ 児童自立生活援助事業について、20歳未満の者を支援対象に追加
- ・ 施設内虐待の禁止、通告義務を規定

【平成23年改正】

1. 児童相談所長の権限追加

- ・ 里親委託及び一時保護中に親権者不在の場合の親権代行、監護措置権
- ・ 親権に関する家庭裁判所への審判請求権
- ・ 児童の生命、身体の安全確保にあたり親権者の意に反する措置の実施

【平成28年改正】

- ・ 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこと
- ・ 児童相談所の職員体制強化及び弁護士配置（又はそれに準じた措置）
- ・ 臨検・捜索手続の簡素化、関係機関等による調査協力法定化
- ・ 被虐待児童への自立支援（親子関係再構築支援、里親委託等の推進、18歳以上の者に対する支援の継続）

【平成29年改正】

- ・ 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合を対象に含む）

【令和元年改正】

- ・ 児童福祉施設におけるしつけ名目の体罰禁止
- ・ 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

【令和4年改正】

- ・ 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・ 児童をわいせつ行為から守る環境整備

【令和5年改正】

- ・ こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)

平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0324 第 1 号)
関係機関と市町村、児童相談所の連携を一層強化するため、文部科学省及び厚生労働省で協議し「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成。指針に定められた市町村への情報提供の概要は以下のとおり。

1. 対象：要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」)にて進行管理し、当該機関に在籍する者
2. 内容及び頻度：概ね月一回、出欠状況、欠席理由、家庭からの連絡等
3. 手続き：事前に機関間で仕組みについて合意を得た上で、協議会から対象者を指定
4. 緊急時の対応：定期的な情報提供期日より前であっても、緊急時や連絡不能の場合は市に通告

民法等の一部を改正する法律の概要

平成 24 年 4 月施行

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2 年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設(民法)
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し(民法, 児童福祉法)
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化(児童福祉法)

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容(民法)
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定(児童福祉法)

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化(民法)
- 懲戒に関する規定の見直し(民法)
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法)
- その他、所要の規定の整備(民法, 児童福祉法, 家事審判法, 戸籍法等)

児童虐待防止対策における対応の主な留意点について(抜粋)

(平成31年3月29日千葉県健康福祉部児童家庭課課長)

このことについて、平成31年2月28日付け子発0228第1号にて、厚生労働省子ども家庭局長から別添のとおり通知がありましたので、写しを送付いたします。通知内容について職員に周知の上、御留意いただくようお願いします。

なお、本通知の留意事項のうち、「2. 通告元の秘匿にかかる留意点」について、学校等子どもの所属機関が通告元である場合、厚生労働省作成「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知。)に記載のとおり、通告機関から先に通告の事実を保護者に告知すること等、保護者に対する対応方法について、従来どおり通告元とで協議を行うことを妨げるものではないことを申し添えます。

新たなルールのポイント(抜粋)

平成31年2月28日

内閣府男女共同参画局

文部科学省初等中等教育局

厚生労働省子ども家庭局

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、2月28日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

○ 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。

・学校等:児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと

・児童相談所:子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと

・市町村:要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと

・警察:子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

1 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

○ 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

2 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

○ 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

○ 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

○ 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合

等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居すると情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

- 配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。

市人口動態(年齢別人口)

各年度 3 月末現在 住民基本台帳人口

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
0 歳	1,169	1,148	1,150	996	1,049	950	885	797	835	746	718
1 歳	1,217	1,265	1,200	1,182	1,054	1,084	977	899	832	901	807
2 歳	1,268	1,277	1,290	1,240	1,206	1,084	1,098	989	917	892	926
3 歳	1,284	1,310	1,299	1,293	1,271	1,246	1,107	1,127	1,109	935	931
4 歳	1,415	1,301	1,313	1,325	1,316	1,282	1,258	1,115	1,142	1,034	960
5 歳	1,366	1,444	1,321	1,315	1,350	1,329	1,288	1,271	1,125	1,165	1,049
6 歳	1,495	1,397	1,442	1,336	1,333	1,362	1,338	1,293	1,253	1,133	1,194
7 歳	1,436	1,519	1,396	1,445	1,362	1,330	1,372	1,361	1,294	1,272	1,138
8 歳	1,379	1,476	1,529	1,404	1,467	1,366	1,330	1,378	1,380	1,316	1,284
9 歳	1,508	1,397	1,490	1,540	1,416	1,469	1,375	1,330	1,389	1,394	1,314
10 歳	1,495	1,528	1,402	1,508	1,545	1,432	1,476	1,383	1,335	1,387	1,398
11 歳	1,502	1,528	1,540	1,406	1,512	1,546	1,444	1,487	1,381	1,341	1,388
12 歳	1,522	1,522	1,534	1,552	1,426	1,519	1,552	1,454	1,485	1,389	1,354
13 歳	1,533	1,542	1,537	1,541	1,553	1,554	1,519	1,554	1,449	1,489	1,395
14 歳	1,563	1,556	1,559	1,539	1,539	1,548	1,419	1,525	1,561	1,457	1,484
年少合計	21,152	21,210	21,002	20,622	20,399	20,101	19,438	18,963	18,487	17,851	17,340
15 歳	1,571	1,584	1,566	1,574	1,548	1,548	1,547	1,427	1,531	1,582	1,457
16 歳	1,597	1,582	1,597	1,567	1,582	1,546	1,551	1,548	1,414	1,525	1,583
17 歳	1,633	1,615	1,589	1,598	1,569	1,585	1,544	1,557	1,547	1,416	1,523
児童合計	25,953	25,991	25,754	25,361	25,098	24,780	24,080	23,495	22,979	22,374	21,903
総人口	175,575	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037	169,930
年少割合	12.0%	12.0%	11.9%	11.7%	11.6%	11.5%	11.1%	10.9%	10.8%	10.4%	10.2%
児童割合	14.8%	14.7%	14.6%	14.4%	14.3%	14.1%	13.8%	13.6%	13.4%	13.1%	12.9%

※年少割合は総人口に占める 15 歳未満の割合を指す。

児童虐待にかかる主な関連相談窓口 【令和6年度】

◆佐倉市こども家庭センター

相談内容	名称	電話番号
虐待に関する連絡・相談 子どもの養育、育児、ヤングケアラー、非行などの相談	佐倉市役所こども家庭課	043-484-6263
妊娠・出産・子育てに関する悩み、 子どもの健康や発育発達、保護者の 体やこころの悩み	健康管理センター	043-485-6712
	西部保健センター	043-463-4181
	南部保健センター	043-483-2812
	市役所子育て世代包括支援センター	043-484-6246
	志津北部地域子育て世代包括支援センター	043-463-6835

◆関連機関

担当窓口	業務内容	電話番号
市	こども保育課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口 043-484-6246
	社会福祉課	生活保護等経済的支援 043-484-6134
	障害福祉課	障がいをお持ちの方に関する相談 043-484-4164
	教育部 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口 043-484-6185
	男女平等参画推進 センターミウズ	女性のための相談 043-460-2580
佐倉市指定相談支援事業所 レインボー	障がいをお持ちの方、特別な支援を必要とする 子どもに関する福祉の地域相談窓口	043-463-1128
佐倉市指定相談支援事業所 アシスト		043-484-6392
いんば中核地域生活支援セ ンター すけっと	地域の福祉総合相談窓口	043-308-6325
佐倉警察署	児童虐待の緊急対応窓口（生活安全課）	043-484-0110
中央児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 児童虐待相談・通告 24 時間	043-253-4101 043-252-1152
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待通報・児童相談等の受付 24 時間	189
千葉県女性サポートセンター	DV相談（電話相談・24 時間年中無休）	043-206-8002
印旛健康福祉センター	DV相談 精神、こころの相談	043-483-0711 043-483-1136
千葉県こころセンター （精神保健福祉センター）	こころの電話相談 こころの健康に関する悩み相談	043-307-3360
児童家庭支援センター 子ども未来サポートセンタ ー やちよ	子育て、家族等の悩み相談、里親支援	047-409-5551

担当窓口	業務内容	電話番号
北総地区少年センター (千葉県警察)	20 歳未満の子の非行、家庭内暴力等の相談 (ヤング・テレホン 0120-783-497)	0476-23-1891
千葉県ヤングケアラー総合 相談窓口 アトリエ	ヤングケアラー当事者、その家族、周囲 の方からの相談	080-7480-7881
チャイルドライン千葉 子ども電話	18 歳までの子どもがかける子ども専用電話 (毎日 16:00~21:00)	0120-99-7777
子どもの人権 110 番	児童虐待やいじめなどの子ども人権相談 (月~金 8:30~17:15 年末年始祝祭日を除く)	0120-007-110



令和５年度 児童虐待防止活動のまとめ

発 行 令和６年１１月

編 集 佐倉市役所 こども支援部
こども家庭課 家庭児童相談班
〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043-484-6263
